平成23年度第1回水道審議会会議録

日時	平成23年9月8日(木) 午後1時30分~3時
場	秦野市水道局庁舎2階会議室
出席委員 (◎会 長) (○副会長) [敬称略]	◎松下 雅雄、荒川裕美子、宮田 義範、○川口 浩太、中山 知江、 大森 悦雄、齊藤 政和、栗原千惠子、山本久美子、古谷 茂男、 市川 順子 計11名
欠席委員 〔敬称略〕	髙寺 勝夫、八木英一郎、今井 新一、石川 道隆 計4名
委員以外の出席者	水道局長 山口 誠一 水道業務課長 宮村 慶和 水道施設課長 松本 克己 水道業務課長權(底務担当) 福井 哲也
会議次第	1 委嘱状の交付(机上交付) 2 委員紹介 3 開会 4 会長あいさつ 5 議事 (1) 平成22年度秦野市水道事業会計決算について 6 その他 7 閉会
会議資料	 ・平成23年度 第1回秦野市水道審議会次第 ・秦野市水道審議会委員名簿 ・資料1 平成22年度秦野市水道事業会計決算について ・資料2 平成22年度未収金調べ ・資料3 経営分析表

事務局 最初に、3 課長補佐(庶務担当) いたします。

最初に、3名の方の審議会委員の辞職と委嘱について、ご報告いたします。

社団法人日本水道協会からの推薦により、これまで委員をお務めいただいた田村雄一委員、秦野市地域婦人団体連絡協議会からの推薦により、委員をお務めいただいた綾部久美子委員、秦野市自治会連合会からの推薦により、委員をお務めいただいた永井利幸委員の3名から、このほど辞職願の提出がございました。

そのため、それぞれの団体に新たな委員の推薦をお願いした結

果、社団法人日本水道協会からは、新たに宮田義範氏に、秦野市 地域婦人団体連絡協議会からは、新たに中山知江氏に、秦野市自 治会連合会からは、新たに市川順子氏にお願いすることになりま した。今回、市長からの委嘱状を机の上に置かせていただきまし たので、ご確認くださるようお願いいたします。

それでは、宮田委員、中山委員、市川委員、自己紹介をお願いいたします。

- 一(新委員)委嘱状交付(机上)一
- 一(新委員)自己紹介一

事務局

課長補佐(庶務担当)

本日、委員総数15名のうち、11名(半数以上)の出席がありましたので、秦野市水道審議会規則第6条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告します。

それでは、平成23年度第1回秦野市水道審議会を開会します。 松下会長、あいさつをお願いします。

一松下会長あいさつ-

事務局

課長補佐(庶務担当)

次に、本年度初めての会議となりますので、水道局長からごあいさつ申し上げます。

- 一水道局長あいさつ-
- 一資料の確認-

それでは、松下会長に進行をお願いいたします。

事務局 課長補佐(庶務担当) 松下会長

次第に従い、「議題1 平成22年度秦野市水道事業会計決算 について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

一資料1、2、3の順に説明一

事務局 水道業務課長 松下会長

古谷委員

事務局からの説明について、ご質問等をお願いします。

未収金対策についてお伺いします。例えば大学生などの未納者 の方のアパートの大家さんに未納額の請求をしたり、協力をいた だいたりしているのですか。

請求については、契約者の方にのみ請求しています。

事務局 水道業務課長 事務局 水道局長

学生の場合には、入居時に保護者の方の連絡先を聞いたり、大学の協力を得て、未納がないようにお願いをしたりといろいろ対策を講じています。

山本委員

滞納が過年度にまで及ぶ場合、さかのぼって支払ってもらうのですか。

事務局

現年度分のほか、過年度の分についても支払ってもらいます。

水道業務課長 山本委員

古谷委員 事務局 水道局長

中山委員 事務局 水道局長

齊藤委員 事務局 水道局長

大森委員

支払方法については滞納額に応じて対応しています。

県水の受水量が増えていますが、その理由は、取水場1か所を 半年間停止したためという説明でしたが、なぜ止めたのですか。

沼代取水場を約半年間止めましたので、その分、県水の受水量が増えています。

ポンプが故障しましたので、その修理の間、止めました。

今年度から水質の安全を考慮して、取水を止めた取水場もありますので、23年度はもう少し増えるのではないかと思います。

水質の安全を考慮してとは、どういうことでしょうか。

水質が悪くなったということではなく、水質の安全を第一に考え、浅井戸や湧水などの水質の悪化の恐れがある井戸を使わずにいるということです。

県水の受水量が増えると、水の味に影響してきませんか。

県水の混入率は、大根・鶴巻地区で50パーセント程度、山の方では、100パーセント自己水というところもあります。人によっては、県水はおいしくないとおっしゃる方もいますが、水のおいしさは、水の温度によっても感じ方が違ってくるとは思います。県水も安全な水道水に変わりないと思っています。

県水は、値段が高いと聞いていますがそうなのですか。

高度経済成長の時代に、水需要を賄うには地下水だけでは足りないのではないかということで、県水の導入に踏み切りました。 県はダムを建設して、水を確保していますが、ダム建設時の費用は県水利用者で負担することになります。当初、秦野市は、1日、4万2,900トンの権利を県に求めました。現在は、水需要の減少もあり、1万トン程度です。しかし、基本料金は、4万2,900トン分で支払わなければならず、その分として、約5億5千万円を支払っています。県企業団に、経営努力をしてもらい、単価を下げてもらうようお願いしていますが、もし、本市がこの5億5千万円分を支払わないと、その分は他の団体が肩代わりして支払わなければならず、そのようにはなりません。しかし、本年度は、その要望が少しは実り、2千万円くらい下げてもらえるようになりました。

東日本大震災の影響は、どの程度でしたか。

本市の直接的な被害というのは、鶴巻地区で本管が6か所、宅地内で80か所程度漏水がありました。費用は約2千万円掛かっています。

放射能汚染の問題についてお伺いしますが、なぜ、堀山下浄水

事務局 水道施設課長

松下会長 事務局 課長補佐(庶務担当)

松下会長 事務局 課長補佐(庶務担当) 場1か所だけを毎週検査しているのですか。

放射能に汚染される可能性が一番高いのが表流水ですが、本市では、それが堀山下浄水場だけだからです。県水は、企業庁が毎日検査しています。この後、その他の項目で、放射能に関してお話をする予定でおります。

次に、「その他」として、何かありますか。

次回以降の審議会ですが、今年度は、「地下水利用協力金のあり方」について、諮問させていただく予定です。

10月以降に市長の日程を調整の上、連絡させていただきます。 地下水利用協力金について説明してください。

地下水利用協力金につきましては、昭和50年代、地下水の水位が下がったのを機に、地下水を守るという観点から地下水の取水を制限したらどうだろうかということが叫ばれました。そのような中、水道審議会において、地下水保全対策事業に要する経費を水道利用者である市民だけが負担し、地下水を利用している事業所が何ら負担しないのは不公平であり、地下水採取を規制する意味からも何らかの負担を事業所に求めるべきであるとの意見が出されました。

そこで、地下水利用協力金という制度を作りました。しかし、この地下水利用協力金という制度は、条例等で規定することができませんので、地下水利用者と個別に協定を結びました。現在では、32社と1立方メートル当たり20円という協力金で協定を結んでいます。昨年度は、1日当たり20立方メートル以上くみ上げている21社から約3,000万円の協力金をいただいています。

いただきました協力金は水道事業会計に入れ、約300万円を一般会計の森林づくりのために負担し、残りを水道局が行っている地下水保全事業の費用に充てています。

協力金につきましては、水道料金の改定のたびに1立方メートル当たりの単価を引き上げてきた経過がございます。昨年度この審議会で、水道料金の約21パーセント増額改定を検討いただき、条例改正を決定しました。

地下水利用協力金も過去と同じ経過を考えれば、同程度の値上 げをしなければいけないということでありましたが、協力金が導 入された時代と変わってきているということから、改めてこの協 力金のあり方について、この審議会で検討いただきたいというこ とになりました。

そのほかに何かありますか。

松下会長

事務局 水道業務課長 松下会長

齊藤委員

事務局 水道業務課長

齊藤委員 松下会長 事務局 水道施設課長 松下会長

山本委員 事務局 水道施設課長

荒川委員 事務局 水道施設課長 事務局 水道局長

齊藤委員 事務局 水道局長 松下会長 一水道料金等業務包括委託業務受託事業者決定について報告一

説明のありました報告事項について、ご質問等がございましたらお願いします。

契約は単年度ごとで、毎年、その年の業務評価を行い、基準値以上であれば、最大300万円増額し、基準値以下の評価であれば、反対に300万円を減額するというお話ですが、基準値以下の場合、300万円ではなく、もっと大きくても良いのではないですか。

そもそも、委託業務の仕様を現在のレベルより高く設定していますが、基準値は、業者が提案した内容に基づき、さらに高いレベルに置く予定ですので、上下とも300万円としています。

基本的には、未回収があってはいけないと思います。

ほかに何かございますか。

―水道水における放射性物質について報告―

説明のありました報告事項について、ご質問等がございましたらお願いします。

護摩屋敷や弘法の清水などの湧水は調べないのですか。

水道局は、安全な水道水を提供するという観点から調べていますので、水道水として利用していない湧水については調べていません。護摩屋敷などの湧水は環境保全課が所管となっています。

月1回だけということで大丈夫なのですか。

厚生労働省の基準に基づいて検査しています。

1か所につき、月1回程度ということです。数十か所の取水場がありますので、それぞれの取水場で月1回は検査していることになります。

放射性物質が検出された場合の対応は、考えているのですか。 乳児の基準値を超えた場合に備えて、対応マニュアルの作成や ペットボトルの水の備蓄などを行っています。

以上をもちまして、平成23年度第1回秦野市水道審議会を終了します。

〔午後3時終了〕